

犯罪のない安全な街づくりの推進について（例規通達）

平成2年7月1日

本部（防）第18号

〔沿革〕 平成16年10月本部（機改）第42号、20年3月本部（企）第16号、24年3月本部（警務）第12号、令和8年3月第17号改正

我が国では、昭和30年代以降急激に都市化が進展してきており、大都市を中心として犯罪が多発化し、凶悪化している情勢にある。本県においてもその情勢が変わるところはなく、加えて新幹線、高速道路等高速交通網の整備に伴い首都圏及び関西圏との人的、物的交流が活発化する中であって、今後、広域的な重要凶悪犯罪等都市型犯罪の多発が懸念される。

このような情勢に的確に対処していくために、長期的視野に立ち、犯罪のない安全な街づくりを推進することとし、次のとおりその方針を定めたので各種方策を計画的に推進し、実効があがるよう特段の配意をされたい。

記

1 基本的な考え方

都市型犯罪の多発が予想される情勢にあって、これに的確に対処するためには、従来からの各種防犯対策に加えて、生活環境の整備を含む総合的な防犯対策を講じていかなければならないところから、地域住民の利便性、快適性等を勘案しながら、領域性、監視性の高い街並みを整備するなど、環境設計による犯罪のない安全な街づくりを推進する必要がある。

このため、各部門において犯罪のない安全な街づくりのため必要な方策を積極的かつ継続的に推進するものとする。

2 推進要領

(1) 体制の確立

犯罪のない安全な街づくりを効果的に推進するため、別添のとおり犯罪のない安全な街づくり推進委員会設置要綱を定め、県本部及び署に犯罪のない安全な街づくり推進委員会を設置するものとする。

(2) 教養の徹底

犯罪のない安全な街づくりの推進上の基本的な考え方を周知し、効果的な推進を図るため、職員に対する教養を徹底すること。

(3) 県及び市町村に対する働きかけ

県及び市町村に対する働きかけを強化するとともに、関係機関、業界等に対する行政指導が積極的に行われるよう協力を求めること。

(4) 関係機関、業界等に対する働きかけ

住宅供給公社、建築士事務所協会、建築設計協同組合、建設業協会、宅地開発業者等関係機関、業界等に対する働きかけを強化し、広く犯罪のない安全な街づくりが促進されるよう努めること。

(5) 宅地開発計画等の的確な把握

宅地開発計画等についての的確に把握するよう努め、早い段階から防犯等の対策が講じられるよう努めること。

(6) モデル団地、モデル街等の設定

管内の地域環境等を考慮し、宅地等の開発地区については、地域を選定してモデル団地、モデル街等を設定し、地域ぐるみの自主防犯対策の推進に努めること。

(7) 広報活動の強化

市町村及び関係機関、業界等の各種会議に積極的に参加し、又はマスメディア等あらゆる媒体を活用するなどして、犯罪のない安全な街づくりについて積極的に広報啓発活動を推進すること。

3 推進項目

方策の推進に当たっては、別表の犯罪のない安全な街づくり必携に掲げる各項目が取り入れられた環境整備がなされるよう努めること。

4 推進上の留意事項

(1) 県民の理解と協力の確保

方策を推進するに当たっては、関係者にその趣旨をよく説明し、十分理解させた上、協力が得られるよう配慮すること。

また、住民の自主性を尊重しつつ、利便性、快適性及び防災面とのバランス等に十分配慮し、無理なく協力が得られるよう配慮すること。

(2) 地域の実態に即したモデル団地等の設定

方策が効果的に推進できるようモデル団地、モデル街等の設定に当たっては、推進項目の中から、数項目を選定して環境整備を実現するなど、設定地区の地域の実態に即した設定とするよう配慮すること。

(3) 適正、妥当な推進

方策を推進するに当たっては、特に関係機関、業界等にその趣旨をよく説明し、警察が不当に干渉しているとのそしりを受けることのないよう、プライバシーの保護等国民の権利等との関連において誤解を招くことのないよう配慮すること。

5 報告

(1) 宅地開発計画等を認知したときは、その都度、別記様式により報告（生活安全企画課長経由。以下同じ。）すること。

(2) 市町村及び関係機関、業界等に対して働きかけを行ったとき並びに効果的事例のあったときは、その都度、報告すること。

別添

犯罪のない安全な街づくり推進委員会設置要綱

1 設置

県本部及び署に犯罪のない安全な街づくり推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 任務

委員会は、犯罪のない安全な街づくりを推進するため、各種方策の総合的な企画、立案、検討及び連絡調整に当たり、その推進を図ることを任務とする。

3 組織

委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

(1) 県本部

委員長	本部長
副委員長	生活安全部長
委員	警務部長
	地域部長
	刑事部長
	交通部長
	警備部長
	警察学校長
	情報通信部長

(2) 署

委員長	署長
副委員長	副署長又は次長
委員	署長が指定する各課の幹部

4 運営

- (1) 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議事を主宰する。
- (2) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会への出席を求めることができる。
- (3) (1)及び(2)に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

5 幹事会

- (1) 県本部の委員会に幹事会を置く。
- (2) 幹事会は、委員会において検討された事項又は委員会に諮るべき事項について検討を行うものとする。
- (3) 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

幹事長	生活安全部長
幹事	総務課長
	会計課長
	刑事総務課長
	生活安全企画課長
	地域課長
	警備第一課長
	交通企画課長
	交通規制課長
	情報通信部機動通信課長

- (4) 幹事長は、必要に応じて幹事会を招集し、その議事を主宰する。
- (5) 幹事長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、幹事会への出席を

求めることができる。

(6) (4) 及び(5)に定めるもののほか、幹事会の運営に必要な事項は、幹事長が定める。

6 庶務

(1) 県本部の委員会及び幹事会の庶務は、生活安全企画課において処理する。

(2) 署の委員会の庶務は、生活安全課又は刑事生活安全課において処理する。